

滋賀県章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）  
1 0 月 6 日  
第 7 5 7 号  
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目次

○ 告 示

生活保護法による居宅介護担当機関の指定（健康福祉政策課） ..... 1

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の指定（健康福祉政策課） ..... 1

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課） ..... 2

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課） ..... 2

道路区域の変更（道路保全課） ..... 2

○ 公 告

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告（農政課） ..... 3

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（建築開発課） ..... 6

随意契約の相手方決定の公告（税政課） ..... 6

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖東） ..... 6

告 示

滋賀県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

|           |                |          |             |          |               |
|-----------|----------------|----------|-------------|----------|---------------|
| 事業所等の名称   | 事業所等の所在地       | 開設者の名称   | 主たる事務所の所在地  | サービスの種類  | 指定年月日         |
| のぞみ薬局愛知川店 | 愛知郡愛荘町沓掛386－ 5 | 有限会社シナプス | 彦根市清崎町292－1 | 居宅療養管理指導 | 令和 8 . 5 . 25 |

-----

滋賀県告示第411号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「法」という。）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

|           |          |          |             |         |               |
|-----------|----------|----------|-------------|---------|---------------|
| 事業所等の名称   | 事業所等の所在地 | 開設者の名称   | 主たる事務所の所在地  | サービスの種類 | 指定年月日         |
| のぞみ薬局愛知川店 | 愛知郡愛荘町沓掛 | 有限会社シナプス | 彦根市清崎町292－1 | 居宅療養管   | 令和 8 . 5 . 25 |

|    |        |  |   |     |  |
|----|--------|--|---|-----|--|
| 川店 | 掛386－5 |  | 1 | 理指導 |  |
|----|--------|--|---|-----|--|

滋賀県告示第412号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。  
令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事      三 日 月      大      造

| 事 業 所<br>の 名 称         | 事業所の<br>所 在 地    | 申請者の名称およ<br>び代表者の氏名ま<br>たは開設者の氏名 | 主たる事務所<br>の 所 在 地                  | サービ<br>ス<br>の 種 類 | 指定年月日         | 介 護 保 険<br>事業所番号 |
|------------------------|------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------------------|---------------|------------------|
| ユウコムヘル<br>パース<br>テーション | 草津市若竹町<br>8 番10号 | 株式会社ユウコム<br>代表取締役 菱田敏<br>子       | 京都府京都市<br>右京区西京極<br>南大入町86番<br>地 2 | 訪問介護              | 令和 8 . 10 . 1 | 2570602157       |

滋賀県告示第413号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予  
防サービス事業者として、次の者を指定した。  
令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事      三 日 月      大      造

| 事 業 所<br>の 名 称                     | 事業所の<br>所 在 地     | 申請者の名称およ<br>び代表者の氏名ま<br>たは開設者の氏名 | 主たる事務所<br>の 所 在 地 | サービ<br>ス<br>の 種 類    | 指定年月日         | 介 護 保 険<br>事業所番号 |
|------------------------------------|-------------------|----------------------------------|-------------------|----------------------|---------------|------------------|
| 重度訪問看<br>護 ス テ ー<br>シ ョ ン オ ウ<br>ミ | 栗東市糺九丁<br>目11番12号 | 株式会社ワイズ<br>代表取締役 山本真<br>矢        | 栗東市糺九丁<br>目11番12号 | 訪問看護<br>介護予防訪<br>問看護 | 令和 8 . 10 . 1 | 2561290178       |

滋賀県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。  
この関係図面は、令和 8 年10月 6 日から令和 8 年10月20日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に  
供する。  
令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事      三 日 月      大      造

| 道 路<br>の<br>種 類 | 路 線 名 | 道 路 の 区 域               |                 |                                 |       |                                    |
|-----------------|-------|-------------------------|-----------------|---------------------------------|-------|------------------------------------|
|                 |       | 区 間                     | 変更の<br>前後の<br>別 | 敷 地<br>の<br>幅 員                 | 延 長   | 備 考                                |
| 県道              | 草津守山線 | 草津市矢橋町字名林121番 1<br>地先から | 変更後             | 最小<br>12.0m<br>∟<br>最大<br>15.0m | 50.0m | 道路改良工事<br>(歩道拡幅)<br>に伴う道路区<br>域の変更 |
|                 |       | 草津市矢橋町字名林118番 2<br>地先まで | 変更前             | 最小<br>12.0m<br>∟<br>最大<br>13.5m | 50.0m |                                    |

## 公

## 告

**所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告**

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

滋賀県知事 三日月大造

**1 農地の所在等**

- (1) 所在および地番 彦根市普光寺町字鶴田57番、彦根市普光寺町字久保166番および彦根市普光寺町字川戸413番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 3,035㎡、165㎡および420㎡

**2 利用権の内容等**

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和9年1月1日
- (3) 存続期間 5年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 63,920円

**3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目2番20号****4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。****5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。****6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。****所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告**

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

滋賀県知事 三日月大造

**1 農地の所在等**

- (1) 所在および地番 彦根市野良田町字名田101番および彦根市野良田町字一水口132番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 859㎡および1,044㎡

**2 利用権の内容等**

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和9年1月1日
- (3) 存続期間 5年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 945円

**3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目2番20号****4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。****5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。****6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。****所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告**

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

滋賀県知事 三日月大造

## 1 農地の所在等

(1) 所在および地番 彦根市日夏町字庄屋尻5340番1

(2) 地目 田

(3) 面積 1,005㎡

## 2 利用権の内容等

(1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和9年1月1日

(3) 存続期間 5年

(4) 借賃に相当する補償金の額 17,185円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

-----  
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 農地の所在等

(1) 所在および地番 甲賀市甲南町寺庄字傍示本323番

(2) 地目 田

(3) 面積 2,238㎡

## 2 利用権の内容等

(1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和9年1月1日

(3) 存続期間 5年

(4) 借賃に相当する補償金の額 10円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

-----  
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 農地の所在等

(1) 所在および地番 高島市今津町弘川字高田1763番

(2) 地目 田

(3) 面積 1,510㎡

## 2 利用権の内容等

(1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和9年1月1日

(3) 存続期間 5年

- (4) 借賃に相当する補償金の額 15,100円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目 2 番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。
- 

#### 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 農地の所在等
- (1) 所在および地番 高島市マキノ町大沼字北里122番 1
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 74㎡
- 2 利用権の内容等
- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和 9 年 1 月 1 日
- (3) 存続期間 5 年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 5 円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目 2 番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。
- 

#### 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 農地の所在等
- (1) 所在および地番 高島市マキノ町大沼字屋ノ町917番、高島市マキノ町大沼字北里956番および高島市マキノ町大沼字高廻り1046番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,826㎡、441㎡および1,937㎡
- 2 利用権の内容等
- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和 9 年 1 月 1 日
- (3) 存続期間 5 年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 77,265円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 杲一哉 大津市松本一丁目 2 番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。
-

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事      三 日 月      大      造

| 開発許可を受けた者の住所・氏名                               | 開発区域の名称                      | 面積          | 検査済証          |      |
|-----------------------------------------------|------------------------------|-------------|---------------|------|
|                                               |                              |             | 交付年月日         | 番号   |
| 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番<br>ゲンキー株式会社<br>代表取締役 藤永賢一 | 愛知郡愛荘町沓掛字妙福後377番外 4 筆、外里道・水路 | 3, 950. 53㎡ | 令和 8 . 9 . 29 | 6598 |

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県知事      三 日 月      大      造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量    滋賀県税務総合システム改修業務（納税通知書等の電子化への対応）    一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地    滋賀県総務部税政課    大津市京町四丁目 1 番 1 号    電話 077－528－3217
- 3 随意契約の相手方を決定した日    令和 8 年 9 月 1 日（火）
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所    株式会社 N T T データ    代表取締役社長    鈴木正範    東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 5 随意契約に係る契約金額    61, 875, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続    随意契約
- 7 随意契約の理由    地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 8 年10月 6 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長      平      野      雅      穂

| 事業所の名称      | 事業所の所在地           | 名称         | 主たる事務所の所在地      | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日         | 事業所番号      |
|-------------|-------------------|------------|-----------------|---------------|---------------|------------|
| ヘルパー事業所じゅう楽 | 彦根市稲部町287－ 3 －101 | 一般社団法人じゅう楽 | 愛知郡愛荘町山川原137－ 1 | 行動援護          | 令和 8 . 10 . 1 | 2510500560 |